第七十号様式（投票所内の氏名等掲示順序決定のくじを行う日時及び場所の告示）

多古町選挙管理委員会告示第何号

年　　月　　日執行の何選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第二項の規定による候補者の氏名及び党派別の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

年　　月　　日

多古町選挙管理委員会委員長　氏　　　　名

一　場所　　多古町役場内　多古町選挙管理委員会

二　日時　　　　　　年　　月　　日午前（後）　　時　　分

備考　このくじを行う日が選挙立会人を定めるくじを行う日と同じ場合には、それぞれのくじを行う時間について配慮すること。